

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年3月23日（平成28年（行個）諮問第56号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行個）答申第79号）

事件名：本人を被疑者とする不起訴事件記録の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者を被疑者（特定日逮捕）とする不起訴事件記録一切に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年1月19日付け熊本地検企第12号により熊本地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消し，本件対象保有個人情報を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件，逮捕の報道が報道各社からされた際に，事実と異なる内容や過激な内容に編集されて報道されていた。

そのため，名誉毀損で訴える準備をしているが，私のみが主張したところで，被害者側の証言がどうだったかを確認しないことには正当な主張ができない。

被害者女性にどのような証言をしたのか確認しようと警察を通してお願いしたところ，「もうこの件とはかかわりあいたくないので連絡をしないでほしい」との回答。

また，職場においても過激なマスコミ報道による世間への影響と被害者女性が特定できず，直接証言が得られない状態ということで重い処分（懲戒免職処分）が下っている。

名誉挽回し，職場に対しても主義主張をしていくためには，相手方の相談の記録やどのような内容を主張していたのかを確認することがどう

しても必要である。相手方の証言が得られるまで弁護士を通じて何度も働きかけることは可能だと思うが、これ以上、被害者感情を逆なでしたり傷つけたりすることはしたくない。

そうしないで済むように、相手方の相談の経緯等の記録や調書の内容だけでよいので開示していただきたい。

法の適用除外、開示義務が無いのは理解しているが、義務がないだけで開示できないわけではないはずなので、唯一残された救済手段として審査請求をした次第である。

(2) 意見書

ア 理由説明書全体に対して

理由説明書によって処分 of 意義や妥当性について述べられているが、告訴が取り消された不起訴記録の開示請求を行っているにも関わらず、理由説明書（下記第3の3）「訴訟に関する書類」の意義において、被告事件終結後の話を持ち出すなど個別具体的な考察が一切行われておらず、一般論や建前だけを並べており、不服申立てという救済手段の意義を踏みにじる行為であり、本件に対し真摯な対応をしたとは到底言えない。

イ 特定委員会における審理入りについて

本件の報道の際、特定会社A及び特定会社Bにおいて放送された内容が人権侵害の恐れありということで、平成28年特定日付けで特定委員会において審理入りすることが決定した。また、テレビ局以外にも、各新聞社に対して人権やプライバシー侵害について、記事の根拠や妥当性に対して異議を申し立てており、今後、民事で争うところである。

ウ 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条の但し書きについて

刑訴法47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」とされている。不開示決定においても、理由説明書においても、この重要な部分を完全に無視している。

上記イで述べたように本件の報道において、私は人権やプライバシーを侵害された被害者となっており民事訴訟を通して争っていくところである。また、本件を争うことは、個人の問題にとどまらず本来、事実を正確に伝えるべき「報道」に対するマスコミの姿勢を改めさせるための機会となる。

日本において、「逮捕」という報道がされた場合、一般人のほとんどすべてが「この人は有罪だ」という思考に陥る。これは、マスコミにおける報道が「犯人」、「有罪」と思わせるような内容で伝え

るからである。なぜなら、マスコミは視聴率を稼ぐため、事実に脚色を加え、ワイドショーのネタとなるような内容までも提供し、本来あるべき「報道」の姿勢から乖離してしまっているからである。事実をありのままに伝えるというのが「報道」であり、本件はそこから逸脱した内容、事実と異なる内容が放送されたため、特定委員会においても審理入りが決まったものである。

そして、そのネタを提供したであろう、当時広報を担当していた特定警察署の特定職（以下「Xさん」という。）に事実関係を確認しようと話を聞いたが、「わからない」、「覚えていない」、「そんなに知りたいのであれば裁判で県警を訴えればよい」などと言われ確認のしようがない。

警察がマスコミに出した「広報連絡文」には、事件の概要として、たった2行しか記載がなく、今回告訴をした女性（以下「Aさん」という。）と私しか内容を知らないような状態で、内容について話すことができたのは、Xさんだけである（私は逮捕されており、Aさんの素性は明らかにされていない）。Aさんのどのような発言（調書等）をもって、Xさんがいかなる情報をマスコミに流したのかを確認する必要がある。

仮に、マスコミ側とAさんの調書等を比較し、相違があるようであれば、なぜそのような相違が生まれたのか、マスコミ側に非があるのか、県警の広報の仕方に問題があるのか、Aさんの調書等はその原因を解明するための重要な資料となる。仮に開示しないということであれば、県警が広報を行った際に何か隠すべきやましいことがあったものと疑念を抱かずにはいられず、そういった疑念を晴らし、原因の所在を明らかにするうえでも公益性が認められる。

上記の理由から、本件の不起訴記録を開示することは個人の利益にとどまらず、刑訴法47条但し書きに規定する「公益上の必要」性を有するものと解される。

エ Aさんの個人情報保護について

Aさんと私は、約2年前に知り合い、互いに連絡し合って一緒に飲みに行くような仲であり、職場や家の場所は知っている。よって、Aさんの個人情報保護のために開示しないという理論は成立しない。また、本件は当事者間の問題であったが、告訴により逮捕され、その後は告訴取消されている。開示をしたところで、犯罪の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすような問題は存在しない。万が一、存在する場合、その部分だけ不開示とし、それとは無関係な調書等だけを開示すれば問題は生じない。

オ 結論

本件は、刑訴法47条但し書により、開示されるべき情報であったにもかかわらず、本件の理由説明書のように個別具体的に事案を考慮することなく、一方的に不開示決定をしたものである。そのうえ、刑訴法53条の2を持ち出し、法の適用除外であるため、不開示決定は妥当とする検察側の言い分はあまりに強権的であり、身内である県警が犯したかもしれないミスを庇おうとするものである。

一度逮捕された者は、己の手の届かないところで情報を公開され、報道によって正しくない情報まで拡散されてしまう。公訴後であれば調書等の情報を得ることができるが、本件のように不起訴になり、不開示となった者は、情報を知るすべもなく、名誉を回復することもかなわず泣き寝入りするしかないという現在の法制度や運用、検察の判断は、基本的人権を侵害するものである。

特定委員会において、人権侵害の恐れがあり審議入りするような案件であっても不開示というのは、身内のミスを隠蔽しようとしていると疑われてもおかしくない。特定委員会において正しい判断をしてもらうだけでなく、国家権力たる警察や検察をチェックする意味でも、不起訴記録を開示することは公益性が認められる。

以上のとおり、刑訴法53条の2に該当することにより不開示とする処分は、基本的人権をも無視した強権的かつ、刑訴法47条但し書に該当する本件の内容を個別具体的に加味して判断せずに下されたものであるため、本件処分の取消をし、情報を開示することが妥当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、平成27年12月21日に処分庁で受付されたものであり、「特定日に逮捕され、その後、不起訴となった開示請求者の事件記録一切」に記録されている保有個人情報を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報について、不起訴記録は訴訟に関する書類に該当し、その存否はさておき、その請求自体からして刑訴法53条の2第2項の規定により法の第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、「本件処分の取消を求める」として、当該決定の取消しを求めているところ、諮問庁においては、これを維

持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当するとして不開示とした決定の妥当性について、理由を述べる。

3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものである。

4 不起訴記録の「訴訟に関する書類」該当性

本件開示請求対象の保有個人情報は、「不起訴となった開示請求者の事件記録一切」、つまり、不起訴記録に記録されている保有個人情報を対象とするものであるところ、不起訴記録が「訴訟に関する書類」に該当するか検討する。

刑訴法53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び法の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

特に、刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」について、法第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

つまり、不起訴記録は、①典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により、犯罪の捜査、公訴の維持その他

の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいという点で訴訟記録と異なること、②証拠として公判廷に提出されるなど公開の法廷において審査の対象とされたものではなく、捜査密行の原則の下に取得され、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであり、事件関係者の個人情報保護の観点から、訴訟記録より慎重な取扱いが求められていること、③当該事件が不起訴事件であっても、その記録が開示された場合、関連する事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があり、また、他の事件においても、開示されることを危惧して、事件関係者が捜査への協力をちゅうちょするなど、将来の刑事訴訟手続への支障のおそれがあることから、刑訴法53条の2は、「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定し、不起訴記録についても、法第4章の適用除外とされたものであると解される。

5 開示請求対象保有個人情報の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」該当性

以上のとおり、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟記録に限らず、不起訴事件記録、裁判所不提出記録はもとより、今後訴訟記録等になる可能性のある書類について、これに該当すると解される。

本件開示請求は、不起訴となった開示請求者の事件記録一切に記録された保有個人情報を対象とするものであり、不起訴記録は「訴訟に関する書類」に該当することから、これに記録された個人情報については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」であると認められる。

6 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の適用が除外されるため、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年7月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者を被疑者（特定日逮捕）とする不起訴事件記録一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟

に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消し、本件対象保有個人情報を開示することを求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、同条1項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解される。(先例答申・平成26年度(行個)答申第69号等)

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報は、「開示請求者を被疑者(特定日逮捕)とする不起訴事件記録一切」に記録された保有個人情報であり、上記(1)のとおり、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録だけではなく、不起訴記録も含まれると解されるのであって、本件対象保有個人情報は、不起訴となった刑事事件に係る書類に記録されたものであり、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史